

第1章 かながわ健康プラン21改定の趣旨

1 かながわ健康プラン21改定の経緯

(1) かながわ健康プラン21の策定

- ・ 本県では、国の21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」(平成12年3月策定)を受け、平成13年2月、県民健康づくり運動「かながわ健康プラン21」を策定し、働き盛りの人の死亡を減らすとともに、健康で元気に生活できる期間(健康寿命)を延ばし、生活の質の向上を図ることを目的に、県民の健康づくりを推進してきました。
- ・ 「かながわ健康プラン21」では、健康づくりに関する7分野で、県民一人ひとりが取り組む健康づくりの目標を「かながわ健康づくり10か条」として定めるとともに、平成10年度県民健康・栄養調査結果や市町村基本健康診査データ等をベースライン値として、40項目の目標値を設定しました。
- ・ なお、健康増進法(平成14年法律第103号)の施行に伴い、「かながわ健康プラン21」は、同法第8条に規定する都道府県健康増進計画に位置付けられています。

(2) かながわ健康プラン21の中間評価

- ・ 計画期間の中間年である平成17年度には、これまでの取組みの成果や目標達成状況等について中間評価を実施しました。
- ・ その結果、明らかになった次の4項目について、今後5年間に重点的に取り組むべき健康課題として位置付け、さらなる「かながわ健康プラン21」の推進を図っていくこととしました。また、目標を達成した項目についても引き続き取組みを推進していくこととします。

【今後5年間に重点的に取り組むべき健康課題】

- ① 適正な体重の維持の普及
- ② 身体活動・運動の促進
- ③ アルコールの健康影響の知識の普及
- ④ たばこ対策の推進

(3) 医療制度改革等を踏まえたかながわ健康プラン21の改定

[国の医療制度改革の動向]

- ・ 平成18年6月に、医療制度改革関連法が成立し、予防を重視した生活習慣病対策を柱の一つに掲げ、医療費適正化の推進を図ることとされました。
 - ・ 医療制度改革における生活習慣病対策については、「今後の生活習慣病対策の推進について(中間取りまとめ)(平成17年9月 厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会)」において示された課題を踏まえ、次のとおり、総合的な生活習慣病対策を推進し、国民の健康増進、生活の質の向上を図るとともに、中長期的な医療費の適正化につなげることが求められています。
- ① 「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」の概念を導入し、「予防」の重要性に対する理解の促進を図る「健康づくりの国民運動化」の推進
 - ② 生活習慣病の予防についての保険者の役割の明確化、被保険者・被扶養者に対する特定健康診査・特定保健指導の義務づけ
 - ③ 都道府県が総合調整機能を発揮し、都道府県健康増進計画について、糖尿病等の有病者・予備群の減少率等の具体的な数値目標を設定し、関係者の具体的な役割分担と連携方策を明記するなどの内容充実

[健康づくりに関する動向]

(食育の推進)

- ・ 国では、国民の食生活において、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加など様々な問題が生じていることから、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するために、平成 17 年 7 月に食育基本法を施行し、法を踏まえ、平成 18 年 3 月に食育推進基本計画を策定しました。
- ・ 都道府県は、国の食育推進基本計画を基本として都道府県食育推進計画を策定するよう努めることとされ、また、食育推進基本計画では、平成 22 年度までに 100%の都道府県で食育推進計画を策定することを数値目標としています。
- ・ このため、本県でも、平成 20 年 3 月に食育推進計画を策定しました。

(自殺対策)

- ・ 平成 17 年 9 月に、「自殺対策関係省庁連絡会議」が設置され、同年 12 月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」が取りまとめられました。さらに、平成 18 年 6 月には、自殺の防止と遺族支援の充実等を目的とする「自殺対策基本法」が成立し、平成 19 年 6 月には、政府が推進すべき指針として「自殺総合対策大綱」が策定されています。
- ・ これらの動向を踏まえ、本県では、自殺対策を総合的に推進するために、平成 19 年 3 月に「自殺対策に係る庁内会議」を、平成 19 年 8 月に様々な分野の関係機関・団体により構成される「かながわ自殺対策会議」を設置しました。

(がん対策)

- ・ 平成 18 年 6 月に「がん対策基本法」が成立し、平成 19 年 6 月には「がん対策推進基本計画」が策定されています。都道府県は、国の「がん対策基本計画」を基本とし、地域のがん患者に対するがん医療の提供状況等を踏まえ、「がん対策推進計画」を策定することとされました。
- ・ 本県では、平成 17 年 3 月に「がんへの挑戦・10か年戦略」を策定し、総合的ながん対策に取り組んできましたが、新たな取り組みが必要となった課題などに対応するため平成 20 年 3 月に「がんへの挑戦・10か年戦略」を改訂し、都道府県がん対策推進計画としました。また、平成 20 年 3 月に「神奈川県がん克服条例」が制定されました。

2 改定計画の背景

- 生活習慣や食生活の改善、医療技術の進歩により日本は世界一の長寿国になりましたが、本県では出生率の低下により 2010 年には 5 人に 1 人、さらに 2020 年には 4 人に 1 人が高齢者という高齢社会を迎えることが予測されています。
- 人口構成が高齢化し、がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病による働き盛りの死亡、要介護者の増加が社会問題となっています。
- これらの健康問題は、加齢や生活環境の変化に加え、食生活や運動習慣等の個人の生活習慣が、大きな要因となっています。
- また、生活習慣病を予防し、中長期的な医療費の適正化を図るため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病対策の推進が求められています。
- 一人ひとりが取り組む健康づくりを、社会全体で支援することによって、生活の質を高め、稔り豊かな人生を全うすることができる社会の実現が求められています。

3 改定計画の基本的な考え方

[目的]

- 病気を予防することにより働き盛りの人の死亡を減らすとともに、認知症や寝たきりにならずに長寿を全うすることをめざし、健康で元気に生活できる期間、いわゆる「健康寿命」を伸ばすことを目的とします。

[基本方針]

- 今後、急速な高齢化の進行が見込まれるなか、高齢になってもいきいきと暮らすために、病気の早期発見や治療にとどまることなく、日常の生活習慣を改善して病気の発症を予防する「一次予防」を重視します。特に、中間評価の結果を踏まえて健康課題に取り組むとともに、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群) 予防を重視した生活習慣病対策を推進します。
- 「かながわ健康プラン21」の推進にあたっては、神奈川県医療費適正化計画、神奈川県保健医療計画との整合性を図ります。
- 健康づくり運動を効果的に推進していくために、目標を設定し、様々な活動の効果を適切に評価し、その後の健康づくり運動に反映します。
- 健康は一人ひとりが自分で守ることが基本です。健康関連団体、マスコミ、企業、行政などの協力・連携のもと個人の取組みを積極的に支援する体制を整備し、個人の健康づくりを総合的に支援します。
特に、保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施に伴い、地域保健と職域保健の連携体制を構築し、総合的な健康づくりを推進します。

4 改定計画の期間

- 平成13年度(2001年)から平成24年度(2012年)までとします。

5 かながわ健康プラン21推進・改定体系

[かながわ健康プラン21推進・改定体系図]

